2　（略）	2　（略）
3　任意継続組合員に係る任意継続掛金の額（介護納付金の納付に係るものを除く。）は、施行令第46条の２第１項の規定による標準報酬の月額に1,000分の99.36を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る任意継続掛金の額は、同項の規定による標準報酬の月額に1,000分の15.88を乗じて得た額とする。	3　任意継続組合員に係る任意継続掛金の額（介護納付金の納付に係るものを除く。）は、施行令第46条の２第１項の規定による標準報酬の月額に1,000分の89.78を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る任意継続掛金の額は、同項の規定による標準報酬の月額に1,000分の17.36を乗じて得た額とする。
4・5　（略）	4・5　（略）

附　則

1　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

2　変更後の第24条第１項及び第３項の規定は、令和７年４月分以後の掛金、負担金及び任意継続掛金について適用し、同年３月分以前の掛金、負担金及び任意継続掛金については、なお従前の例による。

産業標準化法第 57 条の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第 489 号

産業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第１項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第71条第６号の規定に基づき公告する。

令和７年５月13日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　長谷川史彦

（令和７年３月18日登録分）

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分（限定内容は省略）
090272ＪＰ	株式会社環境防災 徳島県徳島市鮎喰町一丁目57番地	株式会社環境防災 徳島県徳島市鮎喰町一丁目57番地	金属材料引張試験